

■【トピックス】  
チキン・レース！



北朝鮮とアメリカのチキン・レースが続いています。北朝鮮による各種ミサイル発射実験が続くなか、アメリカ主導の国連安保理の経済制裁決議により事態はエスカレートする一方です。今のところ仲介国は現れません。

グアムへ向けたICBMの発射実験計画が発表されると金融市場に動揺が走りました。両国とも本音では戦争を望んでいませんが、このチキン・レースの先行きは見通せません。

■【ビジネス・アイ】  
小規模宅地等の特例！

- 社長 「父親も90歳を超えたので、相続のことも考えておきたいんだよ」  
花野 「そうですね。相続対策は早く始めるに越したことはないですね」  
社長 「そこで、教えてほしいんだけど、宅地なら80%減額されるという特例の話なんだよ」  
花野 「いいですよ。小規模宅地等の特例のことですね」  
社長 「うん、人に聞いたんだけど100坪を超えると適用されないっていうことを」  
花野 「それは正確ではないですね。例えば、ここに120坪の宅地があるとしますよね。その評価額が1億2千万円としますね」  
社長 「それで」  
花野 「100坪までは、80%減額が適用され、面積按分して1億円分の土地が2千万円評価になります。残りの20坪の評価額2千万円と合わせて4千万円になります」  
社長 「そうなんだ！オール・オワ・ナッシングで、100坪を超えると、まったく減額されなくなるんじゃないんだね」  
花野 「そうです。限度面積までは、減額されますので効果は大きいですね。ただし、適用するための要件には注意が必要です」  
社長 「それなら、父親のケースの要件を教えてくださいかなあ」  
花野 「もちろんです」

■【今月のキーワード】  
小規模宅地等の特例

個人が、相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち、一定の選択をしたもので限度面積までの部分については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額します。この特例を小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例といいます。特定居住用宅地等の限度面積は330㎡ですが、平成26年以前は240㎡でした。

■【今月の1本】  
『ファウンダー ハンバーガー帝国のヒミツ』  
監督 ジョン・リー・ハンコック  
主演 マイケル・キートン

今回は、本ではなく映画をご紹介したいと思います。世界最強のハンバーガー・チェーンである「マクドナルド」の物語です。

52歳のシェイクミキサーのセールスマンが、いかにしてマクドナルド兄弟から「マクドナルド」を奪ったか分かります。マクドナルドのビジネスモデルがなぜ不動産業であるか理解できます。ビジネスに係る人すべてにお勧めです。



■【編集後記】

お盆休みは、毎年石垣島で過ごすのですが、今年は地元にもいました。休みのほとんどをメンバーは少しづつ違いましたが、中学の同級生と過ごしていました。6年ぶりのゴルフ、バーベキュー、連日の飲み会など充実(?)した休みになりました。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.126（毎月1日発行）

- 定価：2,400円/年 ●発行日：2017.9.1 ●発行人：花野康成
  - 編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア
- 〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルチビル5F  
TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808  
<http://homepage3.nifty.com/binspire/>